

Deloitte Vietnam

Contacts:

Thomas McClelland
Tax Partner
tmcclelland@deloitte.com
Tel: +84 8 3911 0727

Lynn Tasthan
Tax Partner
ltasthan@deloitte.com
Tel: +84 8 3910 5330

Tuan Bui
Tax Director
tbui@deloitte.com
Tel: +84 4 6288 3568

Minh Bui
Tax Director
mbui@deloitte.com
Tel: +84 4 62883568

個人所得税の最新情報

2010年9月8日付で税務総局は個人所得税(PIT)の注意事項に関する Official Letter **3473/TCT-TNCN (“OL3473”)** を公布した。その概要は以下の通りである。

ベトナムでの居住者判定基準に関する新しいガイダンス

ベトナムに滞在する駐在員・外国人従業員が、暦年ベースで又はベトナムに最初に来た日から連続する12ヶ月間で、ベトナムに183日超えずに滞在をしている場合で、かつ、90日以上のアパート等の賃貸契約を持つ場合、個人所得税法上の居住者ステイタスは以下の通りとなる。

- 同滞在期間に他国において居住者であることを証明できれば、非居住者とみなされる。
- 同滞在期間に他国において居住者であることを証明できなければ、居住者とみなされる。

OL3473には、他国で居住者であることを証明するためにどんな書類が必要であるかは記載されていない。

また、OL3473による非居住者は、租税条約の有無とは関係がない。つまり、ベトナムとの間に租税条約がない国の居住者がベトナムに来る場合においてもOL3473は適用される。

海外にある家の賃貸から収入に対する個人所得税確定申告と納税

ベトナム居住者である外国人はベトナム国内外で発生した所得に対する個人所得税をベトナムで申告・納税する義務がある。従って、外国人納税者は、海外での賃貸取引から生じる所得に対する個人所得税をベトナムで申告・納税する必要がある。当該所得は事業所得とみなされる。

財務省が2008年12月26日付で公布した15908/BTC-TCTによると、個人所得税の計算上、賃貸取引から生じる課税所得は、賃貸収入額の25%とみなして計算されることとなる。

海外で納税した税額の控除

納税者は以下の条件を満たす場合、海外で納税した税額をベトナムで支払う個人所得税額から控除できる。

- 納税者はベトナムの居住者である。
- 海外で納税した税金は、海外源泉所得に対して計算されている。
- 海外で納税したこと証明する資料が入手できる。

OL3473によると、海外の税務当局によって発行された証明資料はベトナム語に翻訳しなければならないが、認証手続きを実施する必要がない。

税務に対するアドバイス及びアシストサービスに関する費用

税務総局のガイドラインによると、税務コンサルティングサービスに対する報酬は以下の通りに取り使われる。

- コンサルティングサービスが雇用主に提供される場合、雇用主が支払う当該サービスに対する報酬は個人の利益とはみなされない。従って、当該サービスに対する報酬は、個人所得税計算上、従業員の課税所得に含まれない。
- コンサルティングサービスが、特定の従業員又は特定の従業員グループのために、雇用主によってアレンジされている場合、雇用主が支払う当該サービスに対する報酬は個人の利益とはみなされる。従って、当該サービスに対する報酬は、個人所得税計算上、従業員の課税所得となる。

上記に関してお問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

This **Alert** is published for the clients and professionals of the Deloitte - Vietnam offices. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact us.

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Ms. Thanh Bui (Hanoi Office, e-mail thanhbui@deloitte.com) or Ms. Trang Dinh (Ho Chi Minh City Office, e-mail trangdinh@deloitte.com).

Deloitte Vietnam Tax Company Limited is part of Deloitte Southeast Asia—a cluster of member firms operating in Brunei, Guam, Indonesia, Malaysia, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam—which was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises. For more information, please visit our website at www.deloitte.com/vn.

Deloitte refers to one or more Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/vn/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.